

関西珠洲会

【会則】

平成25年11月4日施行

関西珠洲会 会則

(目的)

第1条 本会は、関西在住の珠洲市及び旧珠洲郡内浦町出身者及び縁のある方を対象として会員相互の親睦を図り、故郷との交流を促進することで能登半島の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会の名称は、関西珠洲会と称する。

(所在地)

第3条 本会の所在地は関西地区内に置く。(会長の自宅及び会社の事務所に置く)

(会員)

第4条 本会の目的に賛同し、第1条に該当する関西在住者とする。

(役員)

第5条 本会は、会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計若干名、会計監査1名、幹事若干名を置き、次の会務を掌るものとする。

2. 会長は、この会を代表して会務を総括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の会務を代行する。
4. 事務局長は、会務の運営を掌り会長の命により役員を召集し運営について合議する。
5. 会計は、本会の収支会務を処理する。
6. 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。
7. 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。
8. 必要に応じて事務局長、会計及び会計監査に補佐を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 役員は、総会で選出する。

(役員の任期)

第7条 本会役員は選任された定例総会の翌日から翌々年の定例総会の日までの2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員は前任者または現任者の残任期間とする。

(顧問、相談役)

第8条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、会長がこれを委嘱する。

(総会)

第9条 定例総会は毎年1回開催し、臨時総会は役員会において必要と認められた時に会長が招集する。

総会開催が困難な状況が発生した場合、役員会にて議決を代行することができる。その場合は、次期総会時に必ず報告・承認を受けるものとする。

(役員会)

第10条 役員会は、必要により会長が役員を招集し、事業計画等の事案を審議する。

(会計)

第11条 本会の会計は、関西珠洲会の総会参加費、会員の年会費及び寄付金をもって充当する。

2. 会員の年会費は、年額一口 2,000円とする。
3. 会員は、毎年所定の納期までに年会費を納入しなければならない。
4. 既納の会費はいかなる理由があっても返還しないものとする。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(その他)

第13条 会員の住所等の変更があった時は、速やかに事務局長に連絡するものとする。

(会則の変更)

第14条 本会則の改廃は、総会出席者の過半数の議決を得なければならない。

(実施の時期)

附 則

1. この会則は、平成25年11月4日設立から施行する。
2. 会則第3条、第5条及び第10条を平成26年4月1日より一部改正する。
3. 会則第3条、第5条を平成27年4月1日より一部改正する。及び附則、第2項(任期の特例)を削除する。
4. 会則第5条、第7条及び第10条を一部改正する。第8条から第13条までを1条ずつ繰り下げ第8条(顧問、相談役)を追加する。
5. 会則第9条、第12条を令和2年11月1日より一部改正する。第9条加筆(総会)第12条・変更(事業年度)